

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年9月25日午前10時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 16名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
14番 大武 伸彦
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 報第14号 農業者年金経営委譲年金及び特例付加年金裁定請求に係る報告について
日程第6 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第41号 非農地証明願に対する可否について
日程第9 議第42号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10 議第43号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午前10時00分）

平成30年8月17日南農委告示第10号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は16名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、14番大武伸彦委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。16番本間仁一委員、17番黒澤ちよ子委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 16番 本間 仁一 委員
17番 黒澤 ちよ子 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、貸貸人■■■■と賃借人■■■■の貸貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計 3,386 m²を所有権移転のため合意解約するものです。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………
議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第5報第14号「農業者年金経営移譲年金裁定請求に係る報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました報第14号「農業者年金経営移譲年金裁定請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、経営移譲年金及び特例付加年金の給付を受けるため、平成30年8月13日から9月10日までの間に、それぞれ1名から裁定請求があったので、その内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 (説明する)

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………
議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第6議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転3件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から代替地の取得という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 157㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■が労力不足という事由で、利用性の向上を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 958㎡を所有権移転

- 大坂事務局長補佐 したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■が労力不足という事由で規模拡大を図りたい■■■■へ▲▲字▲▲外1筆 田 合計3,386㎡を所有権移転したい旨の申し出があったものです。
- 議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。
- 議長（沼部会長） 議第39号1番、2番の現地調査について、7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。
- 7番
（遠藤敬一委員） 1番、2番とも支障なしと判断いたしました。
議長（沼部会長） 次に、3番の現地調査について、8番佐藤一志委員より報告をお願いします。
- 8番
（佐藤一志委員） 3番も支障なしと報告いたします。
議長（沼部会長） これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲外1筆 田 364 m² 畑 290 m² 合計 654 m²を所有権移転し、農産物直売所を建築するために申請があったものです。

　当該地は、農地区分は第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 1,749 m²を所有権移転し、工場及び駐車場敷地として利用するために申請があったものです。

　当該地は、農地区分は第1種農地と判断できますが既存敷地の拡張で例外規定に該当するため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） 　ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5番
（安達芳紀委員） 　9月18日に、私と、小野博委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、5条2件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） 　これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 　異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 　許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

13番
（島崎栄一委員） 　暫時、休憩をお願いします。

議長（沼部会長） 　それでは暫時休憩します。（ときに午前10時12分）

議長（沼部会長） 　総会を再開します。（ときに午前10時19分）

- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第41号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第41号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計249㎡が、昭和40代に農作業小屋を建築し、現在に至っているものです。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について5番安達芳紀委員より報告願います。
- 5番
（安達芳紀委員） 9月18日に、私と、小野博委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、非農地1件の現地調査を行ってまいりました。この案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年9月11日付け農第468号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて3件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

今回は、農地中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。

1番につきましては、■■■■と、「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,055㎡ 外2筆、合計14,162㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

2番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,996㎡外2筆、合計3,741㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 940㎡外1筆、合計4,199㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第10議第43号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第43号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年8月28日付け農第439号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
区域名は全域、借受者は、■■■■外3名、貸付者は、■■■■外2名で、▲▲字▲▲ 田 2, 055㎡ 外7筆、合計 22, 102㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成30年9月28日から、平成40年9月30日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長） 始めに、議第43号 80-1、80-2、80-3 番の案件について、審議いたします。
ここで、9番 浅野 厚司 委員の退席を求めます。

……… 9番浅野厚司委員退席（ときに午前10時28分） ………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。

…………全員挙手…………

議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、9番浅野厚司委員の復席を求めます。

…………9番浅野厚司委員復席（ときに午前10時29分）…………

議長（沼部会長） これより議第43号 78-01、78-02、78-03、79-01、79-02番の5
件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

13番
（島崎栄一委員）
嶋貫振興係長

78-02番は、この面積は一筆の面積で間違いないですか。
11,229 m²で間違いありません。

議長（沼部会長） 他に質疑意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決し
ました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしま
した。よって、平成30年9月18日付け南農委告示第10号をもつ
て招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
（閉会：ときに午前10時32分）